

お知らせ

市税等の滞納者に対する納税催告・相談を行います

市では、市税等を滞納している人に対し4月14日（金）に催告書を送付します。
催告書を受け取った人は、次の期間に市収納管理課へお越しください。

- ◎期間 4月17日（月）～24日（月）
- ◎時間 平日 8時30分～19時
土・日曜日 8時30分～17時
- ◎場所 市収納管理課
- ◎持参するもの 印鑑、催告書
- ◎市収納管理課（1階⑬番窓口）
☎0994-31-1155



「30・10運動」で食品ロスを減らしましょう

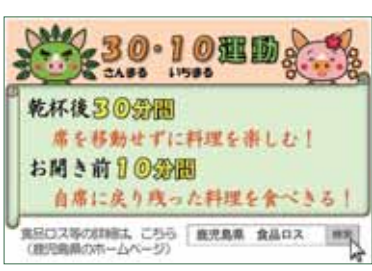
日本の食品ロス（まだ食べられるのに捨てられる食品）の発生量は、年間600万トン以上

にのぼり、特に、宴会での食べ残しの量は、食堂などでの外食（昼食）の約8倍にもなります。
このため、県では、食品ロスの削減に向けた取り組みの一つとして、宴会などでの「30・10運動」を推奨しています。

◎呼びかけ例
「最初の『30分間』は、周りの人と歓談しながら、席を移動せずに料理を楽しみましょう。」

◎お開き前
「もうすぐお開きとなりますが、残り『10分間』、自分の席に戻って料理を食べきりましょう。」

◎県廃棄物・リサイクル対策課
☎0994-286-2594



「かのやばら園」年間パスポートの購入キャンペーン

4月29日（土・祝）から6月4日（日）まで開催される「かのやばら祭り2017春」を前に、「かのやばら園」年間パスポート（新規購入）を特別価格で販売します。

- ◎キャンペーン期間 4月1日（土）～6月4日（日）
- ◎金額
○一般 1,240円
（通常1,860円）
○小・中・高校生 210円
（通常310円）

◎販売場所 かのやばら園
◎その他 「かのやばら祭り2017春」期間中は、年間パスポートの提示により、フラワーパークかごしま（鹿児島市）・フローランテ宮崎（宮崎市）も無料で入園可能
問 かのやばら園
☎0994-40-2170

音響機器を整備しました

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、「コミュニティ助成事業」を行っています。
この事業は、集会施設やコ



▲今年度整備した音響機器

改修工事のため市文化会館が使用できなくなりました
市文化会館では、平成30年2月上旬から2か月程度の期間で、老朽化に伴うエンタランスホール天井の改修工事を計画しています。

「特設人権相談所」開設のお知らせ

法務局と鹿屋人権擁護委員協議会では、毎年「特設人権相談所」を開設しており、平成29年度は、次のとおり開設を予定しています。人権に関する悩みや心配事でお困りの人は、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。
なお、法務局では、平日に毎日、相談所を開設しています。

●日程 ※開設時間＝10:00～15:00

月	日	施設名
4月	7日（金）	串良ふれあいセンター
	10日（月）	高隈地区交流促進センター
6月	5日（月）	市中央公民館
	6日（火）	輝北ふれあいセンター
8月	7日（水）	串良ふれあいセンター 吾平振興会館
	4日（金）	串良ふれあいセンター 吾平振興会館
9月	7日（月）	市中央公民館
	6日（水）	輝北ふれあいセンター
10月	6日（金）	吾平振興会館
	10日（火）	市中央公民館
12月	4日（月）	市中央公民館
	7日（木）	輝北ふれあいセンター
1月	8日（金）	串良ふれあいセンター 吾平振興会館
	12日（金）	星塚敬愛園
2月	5日（月）	市中央公民館
	7日（水）	輝北ふれあいセンター

●人権擁護委員 平成29年3月1日現在

委員名	住所	電話番号
わたなべ まさ と 渡 邊 正 人	下高隈町	☎0994-45-3222
ふか みず えつ こ 深 水 悦 子	飯隈町	☎0994-49-3058
もとしろみず としひろ 本白水 利広	白水町	☎0994-46-2486
みやわき みよこ 宮脇 美代子	新栄町	☎0994-41-0965
そのだ やちこ 園田 八千子	寿6丁目	☎0994-44-5009
さめしま のり ゆき 鮫 島 典 幸	寿8丁目	☎0994-44-6743
まつ だ のり こ 松 田 典 子	川西町	☎0994-44-6327
きたのその しずえ 北之園 静江	吾平町麓	☎0994-58-6886
すぎの たく や 杉 園 卓 也	吾平町上名	☎0994-58-6005
もとむら やすこ 本村 やすこ	串良町上小原	☎0994-63-4922
さめしま しん いち 鮫 島 新 一	串良町細山田	☎0994-62-2820
かき もと かず のり 柿 本 和 範	串良町有里	☎0994-63-4636
しげ た よし やす 重 田 嘉 康	輝北町市成	☎099-485-1512
とく まる やす お 徳 丸 安 夫	輝北町上百引	☎099-486-0457

問 鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎0994-43-6790

消費生活センターだより ～こんな相談ありました③～

賃貸住宅退去時のトラブル

相談事例

1年間住んでいた賃貸アパートを退居した。入居時に敷金として15万円払い、退去するときに返金されと思っていた。しかし、壁紙の張替え・畳の張替え・ハウスクリーニング等の費用が20万円かかり、不足分を請求された。

特に部屋を傷つけたり汚したりした覚えもなく、タバコは部屋の中では吸っていない。こんなに高額な費用がかかるだろうか。（20代男性）



問 市消費生活センター（市産業支援センター2階） ☎0994-31-1169 ※北田町に移転しました

アドバイス

契約時に
内容を確認

- 借主は賃貸住宅を退去する時、原状回復義務を負いますが、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、入居時の状態に戻すまでの必要はなく、故意・過失で住宅を汚損・破損したときは責任を負うとされ、通常損耗等であれば借主負担はありません。
- ただし賃貸借契約の特約事項がある場合、借主負担となる可能性があります。
- 退去時にはできる限り家主・管理会社等の立ち会いで部屋の現状を確認しましょう。